

○鯖江広域衛生施設組合職員の
退職手当に関する条例

（昭和58年5月26日）
（条例第18号）

一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単
純な労務に雇用される者を除く。）の退職手当に関しては、鯖江市職員の退職手当
に関する条例（昭和31年鯖江市条例第12号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。